

議 第 28 号
令和3年3月25日提出

熊本市旧細川刑部邸条例施行規則の一部改正について

熊本市旧細川刑部邸条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市都市公園条例の一部改正により、「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」の規定を削除したことに伴い、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、熊本市旧細川刑部邸条例施行規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市旧細川刑部邸条例施行規則（平成6年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市旧細川刑部邸条例（平成5年条例第47号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。</p> <p>（開館時間）</p> <p>第2条 旧細川刑部邸（以下「刑部邸」という。）の開館時間は、4月1日から10月31日までにおいては午前8時30分から午後6時まで、11月1日から翌年3月31日までにおいては午前8時30分から午後5時までとする。ただし、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 刑部邸の休館日は、12月29日から12月31日までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>（使用手続）</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により、喜遊亭及び庭園（以下「喜遊亭等」という。）の使用許可を受けようとする者は、刑部邸施設使用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、使用日の7日前までに提出しなけれ</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市旧細川刑部邸条例（平成5年条例第47号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。</p> <p>（開館時間）</p> <p>第2条 旧細川刑部邸（以下「刑部邸」という。）の開館時間は、4月1日から10月31日までにおいては午前8時30分から午後6時まで、11月1日から翌年3月31日までにおいては午前8時30分から午後5時までとする。ただし、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 刑部邸の休館日は、12月29日から12月31日までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>（使用手続）</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により、喜遊亭及び庭園（以下「喜遊亭等」という。）の使用許可を受けようとする者は、刑部邸施設使用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、使用日の7日前までに提出しなけれ</p>	

員会が別に定める。

附 則 【略】

様式第 1 号 (第 4 条関係) (一枚目)

(略)

様式第 2 号 (第 4 条関係) (一枚目)

(略)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(略)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 1 号 (第 4 条関係)
個人券

記念しおり	入 場 券
	¥
	熊本市

大人 100円 小人 100円

団体券

旧 瀬 川 刑 部 部			
団 体 入 場 券			
料 大 人	人	240円	円
料 小 人	人	80円	円
金 額	人	合 計	円
年 月 日			
(通明当日限り)			
熊 本 市			

員会が別に定める。

附 則 【略】

様式第 1 号 (第 4 条関係) (一枚目)

(略)

様式第 2 号 (第 4 条関係) (一枚目)

(略)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(略)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 1 号 (第 4 条関係)
個人券

記念しおり	入 場 券
	¥
	熊本市

大人 100円 小人 100円

団体券

旧 瀬 川 刑 部 部			
団 体 入 場 券			
料 大 人	人	240円	円
料 小 人	人	80円	円
金 額	人	合 計	円
年 月 日			
(通明当日限り)			
熊 本 市			

熊本市旧細川刑部邸条例施行規則の一部改正について

熊本城の天守閣完全復旧に伴う特別公開第3弾を開始する予定の令和3年4月26日から、公園使用料（入園料及び年間入園券）の改定をするため、令和2年第四回定例会において、熊本市都市公園条例の一部改正を行ったところ。

熊本市都市公園条例の一部改正により、「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」の規定を削除したことに伴い、熊本市旧細川刑部邸条例施行規則の一部を改正する必要があるため、熊本市旧細川刑部邸条例第13条の規定により教育委員会会議で審議いただくもの。

<熊本市都市公園条例の一部改正について（議第263号）の内容>

1 熊本城公園の使用料を次の通り改定		
区分	使用料	
大人・高校生	500円	800円
（30人以上の団体）	400円	640円
中学生以下	200円	300円
（30人以上の団体）	160円	240円
2 「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」を「熊本城年間入園券」に改め、使用料を1,000円 1,600円に改定		

【経緯】

- ・ 旧細川刑部邸に関する委任事項は、平成11年3月に、教育委員会と熊本城総合事務所において、次のとおり、協議により定めている。
 - 刑部邸の管理及び運営に関すること
 - 刑部邸関係資料の保存・管理及び展示業務に関すること
 - 刑部邸の使用許可及び使用料に関すること
- ・ 上記以外の事項は、教育委員会から熊本城総合事務所に委任されていないため、今回、熊本市旧細川刑部邸条例施行規則の一部改正について、教育委員会会議での議決を求めるもの。